

岩泉町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和4年 8月1日 (月)	<p>1 一般国道455号の整備促進について 一般国道455号は、昨年6月に策定された岩手県新 広域道路交通計画において「一般広域道路」として位 置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次 救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上から も極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続 し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。 つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり 要望します。</p> <p>1 特に積雪量の多い玉山地域は、冬期間の積雪によ り道路幅員がさらに狭小となり、安全な通行の支障と なっていることから、堆雪帯整備を実施すること。</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交 流連携に欠くことができない道路であるとともに、災 害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路と しても重要な役割を担っているものと認識していま す。 要望の盛岡市玉山地区の堆雪帯整備については、令 和5年度から着手する予定です。(A)</p>	沿岸広域振 興局	土木部	A:1

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>2 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号及び一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であり、広域における救急搬送及び防災面においても大きな役割を担っております。 つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>1 岩泉側の未改良区間9kmのうち、事業化された浅内地域の約1.4kmについて、早期に工事着手すること。 2 未改良区間9kmのうち、事業化されていない約7.6kmについても、早期に事業化すること。 3 道路改良が完了するまでの間は、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早急を実施すること。</p>	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、岩泉側の浅内地区約1.4kmについては、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和4年度は、現地測量及び地形図作成等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>② なお、事業化されていない約7.6kmについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>③ 待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>④ 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1 B:1 C:2</p>
------------------------------	---	--	---------------------	------------	----------------------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>3 一般県道大川松草線の整備促進について 1 起点の大渡地区から唐地公民館までの区間は、バス路線でもあることから全面2車線にすること。 2 唐地公民館から櫃取までの区間は、車両のすれ違いが容易となる道幅に改良するほか、道路改良が完了するまでは、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早期に実施すること。 3 学校統合により、片道1時間以上の通学時間を要し、児童生徒の負担が大きいことから、スクールバスの安全な運行に支障が生じないよう早急に拡幅改良整備を行うこと。</p>	<p>① 一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業着手した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mの内約750mの道路改良工事が完了したところです。 令和4年度は、残りの区間の用地取得及び道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>①② その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます(C)</p> <p>③ 待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>④ 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1 B:1 C:2</p>
------------------------------	---	---	----------------	------------	----------------------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>4 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について  1 各所(①県道普代小屋瀬線、②県道安家玉川線)にある河川と高低差が少ない道路の嵩上げを行うこと。  2 未改良部分を整備すること。特に普代小屋瀬線の③松ヶ沢から燃壁付近、④安家小学校から川口付近、⑤安家玉川線の年々口橋から茂井付近の区間は車両のすれ違いが容易となるよう早期に着手すること。</p>	<p>① 一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林工区」については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画として整備を進め、令和4年度に完成しました。(A)</p> <p>③ 松ヶ沢から燃壁付近については、「松林～坂本工区」として事業化し、令和3年度までに全10か所の内2か所が完成しました。令和4年度は、用地測量を進めてきたところであり、今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>④⑤ 安家小学校から川口付近、及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p> <p>①② 一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、道路の低い箇所の高上げ及び早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:2 C:4</p>
<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>5 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について  1 主要地方道宮古岩泉線は、町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。  2 岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの区間は、2車線化に早期に着手すること。  3 一般県道有芸田老線は、栃の木地区から肘葛地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。</p>	<p>① 主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間のうち、蝦夷館地区について平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っており、②その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>③ 一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区までの区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っています。  更なる道路整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:2</p>

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>6 平成28年台風第10号豪雨災害復旧事業に係る職員の派遣について 現在、県河川改修工事と連動する町の水道配水管移設等工事の対応のため、県から派遣職員3名の協力をいただいておりますが、本河川改修工事は、令和6年度まで延長される予定であることから、引き続きこれに対応するため、次のとおり要望します。</p> <p>1 令和5年度には、土木技術職員1名、事務職員1名、計2名の職員が不足することから、引き続き職員派遣をお願いしたいこと。</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。</p> <p>県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、被災市町村の要望に応じ、他自治体とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>7 土砂災害警戒区域等の土砂流出防止対策について 本町の土砂災害警戒区域等は946箇所ありますが、そのうち対策がなされている箇所は43箇所となっております。</p> <p>つきましては、住民生活の安全確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>1 未対策箇所についても計画的に対策を講じること。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。</p> <p>砂防事業等によるハード対策の実施に当たっては、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等の整備を優先するなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。</p> <p>なお、岩泉町内の平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きかった箇所や今後被害が予測される27箇所について、国の補助事業を導入しハード対策を推進しており、令和5年1月末時点で21箇所の対策工事が完了しています。</p> <p>(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>8 小本川河口の防災対策について 二級河川小本川の河口部の土砂の堆積については、抜本的な対策が実施されていない状況にあります。つきましては、小本地区の浸水被害防止の観点から、次のとおり要望します。</p> <p>1 東日本大震災津波により損壊した河口部の鋼矢板について、復旧または代替施設を整備すること。 2 河口部の土砂堆積対策を講じること。</p>	<p>小本川河口部は、近年土砂の堆積が進行しており、県としても対策の必要性を認識しているところです。河口部の閉塞対策については、平常時の流路の安定を図るための対策を検討し、令和4年12月に対策工事に着手したところです。(A) また、河口部の堆積土砂について、河川激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、河道掘削を実施することとしており、令和3年度に小本川水門下流の一部区間に着手したところです。引き続き河口部の閉塞対策工事と併せて河道掘削を実施することとしています。(A)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:2</p>
<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>9 小本漁港の防災機能強化について 小本漁港水門については、現在、開閉装置が故障しており、水門の開閉には、消防団員が水門本体の機械室で作業を行う必要があることから非常に危険な状況であり、早急な修繕及び機械設備の全更新が必要です。つきましては、近い将来予測される日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震等の津波から人命を守り、住民が安心して暮らせるよう、次のとおり要望します。</p> <p>1 小本漁港水門の修繕及び更新に係る十分な予算を確保するよう、国に対して要望すること。 2 小本漁港水門・陸閘の全国瞬時警報システム(Jアラート)の導入費用について十分な予算を確保するよう、国に対して要望すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発令時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘等の自動化、遠隔操作化を推進しているところです。</p> <p>1 小本漁港水門の修繕及び更新については、昨年度末に、貴町からの要望を受け、十分な予算が確保されるよう国へ働きかけたところです。県では、貴町からの要望に応じて、引き続き、水門の更新及び修繕に十分な予算が確保されるよう、国に対して要望していきます(B)。 2 県では、貴町からの要望に応じて、水門等の自動化実現に向け、十分な予算が確保されるよう国に対して要望していきます(B)。</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B:2</p>

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>10 済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看護師の確保について        公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院であり、入院・外来患者のほか、町内6地域での診療所開設により地域医療を担っております。        しかし、本年度から常勤医師が減り2名となったほか、薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設等に支障を来している状況にあります。        つきましては、地域の安定した医療体制構築のため、次のとおり要望します。</p> <p>1 常勤医師3人体制とするため、当該病院に対し、県から医師を派遣すること。        2 薬剤師及び看護師の人材確保対策を引き続き支援すること。</p>	<p>【医師確保】        県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計122名の養成医師を配置したところです。        また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っています。        済生会岩泉病院については、これまで病院からの要望に基づき、自治医科大学卒業医師を派遣してきたところですが、県内の医師不足は深刻で、毎年、県内市町村から多数寄せられる配置に関する要望全てに対しては答えられない状況にあり、令和4年度は岩泉病院に大学等からの診療応援で体制を維持していただくよう協力をお願いし、派遣を見送らせていただいたところです。        引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>保健福祉環 境部</p>	<p>B: 2</p>
------------------------------	---	---	---------------------	---------------------	-------------

**【薬剤師】**

薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域差や勤務業態による偏在も大きいことが指摘されています。

県では、こうした状況を踏まえ、現在薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて、確保に向けた取組を促しているところであり、引き続き、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)

**【看護師】**

看護師の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度、就職進学説明会やナースセンターによる再就業支援などの事業に取り組んでいます。

特に沿岸部については、修学資金貸付制度に被災者枠を設けるとともに沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の入学定員を8名増員し32名とするなど、沿岸地域での確保対策に重点的に取り組んできたほか、ナースセンターとハローワークとの連携による復職支援などにより、令和4年4月時点で、県内看護師等養成所の卒業生は40人（うち2人が済生会岩泉病院に入職）、ナースセンター等のマッチングにより15人が沿岸部に勤務しています。

引き続き、県内医療機関において必要な看護人材が養成・確保されるよう努めていきます。(B)

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>11 安家川におけるサクラマス増殖体制について 平成9年11月4日付け「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、下安家漁業協同組合は岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>1 当該事項が関係者合意のうえ、適切に実行されること。</p>	<p>サクラマスは、近年の海洋環境の変化の中にあっても、漁獲量が比較的安定していること、他の魚種の漁獲量が少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であること及び遊漁対象種として人気が高いことから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成に取り組んでおります。</p> <p>サクラマスの資源造成において県では、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にして池で継代された稚魚を県内の河川に放流しています。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な必要数の把握に努めているところであり、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、現在においても、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた場合は上流への再放流が行われており、当時の確認事項が遵守されています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	---	---	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>12 ツキノワグマの捕獲について 本町では、ツキノワグマの目撃及び被害件数は、この数年、民家や学校付近で増加しており、人命への危害が発生するなど、非常に心配される状況となっております。 つきましては、ツキノワグマの捕獲について、次のとおり要望します。</p> <p>1 山間部から里山までを網羅した調査を実施し、実生息頭数を把握するとともに、適正な捕獲頭数の割当を行うこと。 2 人命への危害のおそれがある場合は、迅速な対応ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般について、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。</p>	<p>1 ツキノワグマなどの野生鳥獣の生態は未だ分からないことが多く、県では定期的に生息状況の把握等のためモニタリングを実施していますが、実生息頭数の把握は困難ですので、ご理解願います。 「第5次ツキノワグマ管理計画」では、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長などを行ったところです。 市町村に対しては、捕獲実態に応じて、捕獲上限数をあらかじめ配分しており、今後も、モニタリング調査の結果を踏まえたツキノワグマの適正な管理に取り組んでいきます。(B)</p> <p>2 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減と合わせて、地域個体群の保全も求められており、県全体で個体数を管理していく必要があることから、現状では捕獲許可権限は委譲しておりません。 他方、県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等における捕獲許可の権限は市町村に委譲しているところです。 また、捕獲の特例許可については、市町村における円滑な対応に資するため、令和4年度から許可期間を30日間から90日間に延長したところです。 今後も個体群を維持しながら被害を抑制できるよう、市町村の実情を踏まえた運用に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:2</p>
------------------------------	--	---	----------------	----------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>13 ニホンジカの有害捕獲に対する支援について ニホンジカの食害が年々拡大する中で、本町では有害捕獲実施隊員を委嘱し有害捕獲を実施しているところですが、捕獲頭数は年々急増しておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>1 市町村が取り組むニホンジカの有害捕獲に対して十分な財源を確保するよう、国に働きかけること。 2 市町村境を越えて移動繁殖することから、県においても捕獲への補助の嵩上げを行うこと。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策（地域ぐるみ活動）を実施していくことが重要です。このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」（国庫）を活用し、有害捕獲、電気さくの設定や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。</p> <p>1 有害捕獲に関する財源確保について、昨年度に引き続き、令和4年6月、国に対する「提言・要望」において、「有害捕獲活動に係る十分な予算の確保と早期配分」を要望したところです。（B）</p> <p>2 補助上限単価について、捕獲に要する実費用に見合う単価に引き上げるよう併せて要望したところであり、今後も国に対して必要な対策を講じるよう求めていきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B：2</p>
<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>14 ナラ枯れ罹患木の駆除に対する財源の確保について 近年、急速に沿岸部を北上するナラ枯れ被害は、本町においても被害が拡大しており、令和2年度の処理量約89立方メートルから、3年度は、立木くん蒸処理を除き、約506立方メートルと急増しております。 今年度は、本町への経費配分に格段のご高配をいただいたところですが、ナラ枯れ被害の拡大は続いておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>1 今後においても、ナラ枯れ対策に必要な経費について、十分な配分をすること。 2 地域におけるナラ枯れ対策に必要な予算を不足なく措置するよう、国に対して引き続き働きかけること。</p>	<p>県では、沿岸北部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、被害の北上を防止するため、令和3年度は、ナラ枯れ防除に係る予算を増額し、加えて、いわての森林づくり県民税の用途を拡大し、いわて環境の森整備事業に「枯死木除去」を新設するとともに、既存の「ナラ林健全化」の補助単価を拡充し、さらに令和4年度からは面積要件を緩和することにより、ナラ枯れに強い森林づくりを促進し、被害防除の取組を強化しています。（B）</p> <p>また、令和4年6月に、森林病虫害等駆除事業予算の十分な措置や被害予防を目的とした伐採・利用を促進する制度の創設について、国へ要望を行ったところであり、国に対しては引き続き働きかけていきます。（B）</p> <p>今後とも、被害の状況等に応じながら、効果的な事業を組合せ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B：2</p>

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>15 家畜獣医師の確保について  本町の畜産農家を診療していた共済組合獣医師が、令和2年12月をもって退職し、現在は開業医による診療に頼っている状況ですが、緊急時及び夜間、土日の対応については畜産農家が大きな不安を抱えている現状にあります。  つきましては、地域の畜産を守り維持するため、次のとおり要望します。</p> <p>1 引き続き、県が中心となり、獣医師確保に向けた地域検討会の開催を継続するなど、過不足のない地域獣医師医療体制確立に向けた対策を実施すること。</p>	<p>獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域の獣医療提供体制の確保に向けた、関係機関・団体による検討の場を設定しています。  本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の休止を受け、令和3年1月以降、地域の家畜診療体制を確保するため、町村、JA、共済組合、県による地域検討会を開催し、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所岩泉出張所の休止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、生産構造分析による家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組んできました。  令和4年度の地域検討会では、令和5年2月までに本地域の獣医療提供体制の方針を決定することについて、町村からも合意を得た上で検討を進めてきたところであり、引き続き、地域検討会を継続し、本地域の獣医療提供体制の確保に対する支援を行ってまいります。(B)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:1</p>
------------------------------	---	---	---------------------	------------	------------

令和4年 8月1日 (月)	<p>16 サケ資源の持続化に向けた取組みについて</p> <p>サケは本町における漁業の主要な収入源であります。サケは本町における漁業の主要な収入源であります。海洋環境の変化等の要因により近年記録的な不漁が続く、漁獲高の減少に歯止めがかからない状況にあります。</p> <p>また、不漁により十分な種卵の確保ができず、放流数も減少し回帰率の減少が続く、負の連鎖が起きております。</p> <p>つきましては、本町の漁業を支えるサケ資源の回復のため、次のとおり要望します。</p> <p>1 種卵確保及び回帰率向上のための取組みを強化すること。</p> <p>2 ふ化場の生産機能の強化に関する取組みを支援すること。</p>	<p>稚魚放流後の減耗は、春期沿岸の高水温化などサケ稚魚の生育環境の悪化や北上回遊に適した期間が以前より短くなっていることが要因の一つと考えられています。</p> <p>このため、県では、サケ稚魚の生産に必要な種卵の確保に向け、定置網で漁獲されたサケの活用や県外からの確保に努めるほか、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んできたところです。計画どおりの種卵を確保していくため、定置網で漁獲されたサケの活用はもとより、県外からの確保に向け、国に対し、引き続き全国的な調整を要望するとともに、これまで以上に、他県への積極的な働きかけを行っています。</p> <p>また、大型で強靱な稚魚を確実に確保していくため、改良した餌等を、本格的に導入することとしており、こうした取組により、サケ資源の早期回復に向け、漁業関係団体と連携しながら、全力を挙げて取り組んでいきます。(A)</p> <p>次に、ふ化場の生産機能の強化については、近年のサケの回帰状況及び漁協の経営状況を踏まえた生産体制を構築するために、漁協、市町村などで組織する(一社)岩手県さけます増殖協会が、令和4年6月にふ化場の再編に向けた計画を策定しており、県としても、同計画の実行に向けて漁業関係団体等と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、ふ化場の有効活用については、国の補助金により整備した施設であり、計画の変更手続きが必要なことから、取組の内容や期間などの変更内容を確認したうえで国との協議を進めていきます。(B)</p>	沿岸広域振 興局	水産部	A : 1 B : 1
---------------------	--	---	-------------	-----	----------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>17 広域バス路線支援の要件緩和について          広域バス路線は、高度医療を必要とする地域住民の町外への通院など、生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要な役割を果たしております。          つきましては、広域バス路線の維持確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>1 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、実績輸送量要件の下限の撤廃及び平均乗車密度5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カットの適用除外の特例措置2項目の継続を国に対して働きかけること。          2 県の補助事業である広域生活路線維持事業について、平均乗車密度の要件緩和を継続すること。          3 県の補助事業である補助路線代替交通確保維持事業について、令和4年度以降も事業を延長すること。</p>	<p>1 県では、6月16日に行った令和5年度政府予算提言・要望等において、国庫補助の補助要件等の緩和や、みなし運行回数カットの適用除外の特例措置の継続について要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>2 広域生活路線維持事業については、平均乗車密度が4人未満の路線においては、一定規模以上の乗合バスの運行よりも効率的な運行等が考えられることから、平均乗車密度4人以上を要件としています。          ただし、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえた特例措置を実施してきたところであり、令和5年度についても引き続き、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均乗車密度要件の緩和を継続します。(A)</p> <p>3 補助路線代替交通確保維持事業については、令和2年度に国庫補助における被災地特例の廃止により、代替交通を担うことになる市町村負担の増大が見込まれたことから、令和4年度までの事業として創設したものです。          なお、令和5年度は、新たに、県民の広域的な移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設しました。          引き続き、地域内公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通のあり方について検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A:1 B:2</p>
------------------------------	---	---	----------------	--------------	--------------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>18 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について          新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油価格高騰のあおりを受け、事業者は、事業収入の減少と感染対策経費や光熱費の増加が恒常化し、事業縮小や廃業等が懸念されています。          つきましては、地域の雇用と経済活動を支えるため、次のとおり要望します。</p> <p>1 地方創生臨時交付金の継続及び増額など、経済対策を継続するための強力な財政支援を国に対して働きかけること。          2 社会活動の活性化促進のため、県の講じる「いわての食応援プロジェクト」を継続すること。</p>	<p>【商工労働観光部】          1 県では、地域の雇用と経営経済活動を支え、経済対策を継続するため、事業復活支援金や家賃支援給付金の複数回給付による事業者支援の拡充、これに併せて、地域創生臨時交付金の繰越など地域の実情等を踏まえた支援策の継続について、国に対し要請しています。(B)          2 県では、「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けた参加飲食店で利用できるプレミアム付き食事券を発行し、感染対策に取り組む飲食店を応援する「いわての食応援プロジェクト2022」を、国の地方創生臨時交付金を財源として、令和4年5月から12月まで実施しました。          一方、飲食店の売上の落ち込みの長期化は深刻であることから、国に対し、感染状況に応じて国のGo To Eatなど、外食産業の回復に向けた支援の継続を要望しています。(B)          食応援プロジェクトは令和4年度限りで終了しますが、令和5年度においては、民間事業者、商工団体、組合等が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業への補助に係る予算額を拡充し、売上の回復を支援することとしています。</p> <p>【ふるさと振興部】          1 県では、地域の雇用と経済活動を支え、経済対策を継続するため、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、令和4年6月、国に対して要望しているところです。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:3</p>
------------------------------	--	---	----------------	--------------	------------

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>19 市町村の人材確保に係る支援について 人口減少や高齢化等に伴う社会構造の変化により、今後、更に多岐に渡って、行政需要が増大することが考えられることから、次のとおり要望します。</p> <p>1 県において、小規模な町村の人材確保に対する支援策を引き続き講じること。 2 町が必要とする人材について、職員派遣や割愛職員による対応など、中長期的な人材支援を行うこと。</p>	<p>人材の確保については、県内各市町村に共通する課題であるとともに、本県自治体にとっての重要な課題であると認識しております。</p> <p>県ではこうした状況の中、これまで任期付職員を採用し、被災市町村に派遣する取組などにより、市町村の人員確保に対する支援を行ってきたところです。</p> <p>また、県では、人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流等による市町村への県職員の派遣を行っているところです。</p> <p>県職員の派遣等については、派遣要請のあった市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して適任者を検討のうえで実施しているところであり、引き続き、関係部局とも協議しながら、市町村に対する必要な人材支援を行ってまいります。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>20 地方港湾「小本港」の整備促進について 小本港は、復興資材の移出入拠点として災害復旧事業と地域の復興事業に寄与してきましたが、三陸沿岸道路の開通により、大規模出入荷の新たな拠点として期待が寄せられております。</p> <p>つきましては、産業振興と地域活性化を推進するため、次のとおり要望します。</p> <p>1 大型船が着岸できる-7.5m埠頭を早期に整備すること。 2 小本港湾内の航路における海底の浚渫及び岩礁除去のほか、岩礁撤去までの暫定処置として、削岩要望位置に誘導用ブイを設置すること。</p>	<p>1 港湾計画に位置付けられている水深7.5m岸壁等の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。(C)</p> <p>2 小本港については、水深5.5m岸壁を利用する船舶に対応した水深や航路幅が確保されており、一定の安全性が確保されている状況です。</p> <p>要望の内容については、水深7.5m岸壁の整備段階で検討が必要な事項であることから、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:2</p>

<p>令和4年 8月1日 (月)</p>	<p>21 地域雇用に係る支援体制の維持・強化について 地域の活性化には若者の雇用と定住化が必要であります。近年、地方移住と若者の地元への就職志向は高まりを見せており、若年労働者の地元定着やUIターン者を誘導するための取り組みは一層必要性を増すと考えられます。 つきましては、地域の雇用対策推進のため、次のとおり要望します。 1 若者の身近な相談窓口である「ジョブカフェみやこ」について、就業支援員3名による現行の体制を堅持すること。 2 宮古地域雇用対策協議会と連携し、地域の産業構造やニーズに応じた相談業務、マッチング及び定着等の業務機能強化を図ること。</p>	<p>ジョブカフェみやこを含む地域ジョブカフェについては、県と市町村が連携して若者の就業支援を行うことを目的に、平成16年度以降、順次、整備を図り運営を行ってきたものであり、将来的に市町村がより強い関わりを持っていくこととしつつ、当面は、県が主体となった運営を行うこととしていたところです。 人口減少が進む中、若者や女性の就業支援は人口減少対策として極めて重要と認識しており、令和5年度以降は、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただきたいと考えております。 県は、令和5年度以降、広域振興局・地域振興センターに配置した就業支援員等が地域で雇用・労働関係の相談対応を行うとともに、ジョブカフェいわてにおいてオンラインも活用した相談対応を行うこととしておりますので、御理解・御協力をお願いします。(D)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>D:1</p>
------------------------------	---	---	----------------	--------------	------------